条例で指定された区域における法第４３条建築許可申請について

北海道条例で指定された区域（愛国地区、中川西地区、新川西地区）に建築物を建築する場合、都市計画法第４３条第１項の規定に基づく建築許可を受ける必要があります。

また、予定建築物は、別紙「建築物の用途制限の概要」に適合する建築物であることが条件となります。なお、土地の区画形質の変更※がある場合は、都市計画法第２９条第１項の規定に基づく開発許可を受ける必要があります。

※土地の区画形質の変更とは
区画の変更：公共施設の新設、変更又は廃止
形の変更：３０cm を超える切土、盛土又は切盛土を行うこと
質の変更：農地等を宅地とすること

１　都市計画法第４３条建築許可申請書類

① 許可申請書
② 土地所有者等の同意書
（土地所有者が異なる場合に必要。親子の場合でも必要。また、同意書は実印とし、土地所有者の印鑑証明書が必要となる）
③ 土地登記簿謄本（正本に原本を添付する。副本は写しを添付）
④ 現況写真（敷地全体を４方向から撮影）
⑤ 位置図（都市計画図写し　1/15,000 の使用可）
⑥ 地番図（求積図　公図　区域界を朱書き）
⑦ 付近見取図（都市計画現況重ね図 1/2,000 の使用可）。現況写真の撮影方向を矢印で記入
⑧ 建物配置図（雨水の流出方向を矢印で記入）
⑨ 建築物の各階平面図（建蔽率、容積率の計算についても記載）
⑩ 建築物の立面図
⑪ 手数料 6,800 円（敷地面積 1,000 ㎡以下の場合）許可時に納付
※敷地面積が 1,000 ㎡以上の場合の手数料は、別途手数料表を参照

２　提出部数等

上記の図書・図面をファイル（Ａ４版）に綴じ、**正本と副本の２部**を提出してください。
※ファイルには、表題「令和〇〇年度　都市計画法第４３条許可申請書」「申請者〇〇　〇〇」のラベルを貼ってください。また、背表紙にも同様のラベルを貼ってください。

ご不明な点がありましたら以下までお問合せください。
帯広市 都市環境部 都市建築室 建築開発課 住まい宅地係
代表電話　0155-24-4111　（内線 2023）
直通電話　0155-65-4179